ＰＰ（ＰｌａｎｎｉｎｇPartnerｓｈｉｐ）事業実施規程

1. 趣　旨

この事業は、地域住民（団体）や市民（団体）から企画を募り、堺市立人権ふれあいセンター（以下「センター」という。）指定管理者JSAグループ（以下「管理者」という。）とともに事業を実施運営する“協働する事業”を実施することにより、地域住民や市民等の創造性等をサポートするとともにセンター各施設の有効利用を図ることを目的とする。

1. 実施対象

地域住民や市民の福祉の向上を目的として活動する団体が企画した事業

1. 実施決定基準

　事業実施にあたっては、次の各号に該当する事業であること。

* + 1. 提案された企画が真に地域住民及び市民の福祉の向上に資する事業であること
    2. 提案した団体が、地域や市内で活動する実績を有していること
    3. 提案された企画が、センターの設置目的に沿った事業であること
    4. 提案された企画を実施するにあたり、近隣住民の日常生活に迷惑が掛からないものであること
    5. その他管理者がセンター運営上特に必要と認めるもの

1. 募集方法

事業の企画案の募集については、次のとおりとする。

①　定期募集　：　事業の募集は、年度 １ 回以上行うものとする。

②　随時募集　：　上記により難い場合は、事業実施予定日の4か月前の日の属する月の初日までに提案があったものを随時募集として取り扱う。

1. 提案方法

①　本事業の企画案を提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、別紙の企画提案書を管理者に提出するものとする。

②　企画提案書は、原則として事業実施予定日の4か月前の日の属する月の初日までに提出するものとする

1. 事業の選定

①　提出された企画提案書については、速やかにJSAグループ運営委員会において審査する。

②　運営委員会の審査に基づき、管理者は事業の実施可否を提案者に通知する。

1. 事業実施

①　事業実施にあたっての業務分担は、原則として事業運営を提案者が、実施に必要な施設の提供を管理者が行う。

②　事業実施にかかる広報・周知については、原則として提案者が行い、管理者はそれに協力する。

③　その他事業実施に必要なことは、提案者、管理者双方が協議して実施する。

　　　　附　　則

　　　この規程は、2025年10月　１日から施行する。